

第12章

安全・安心で質の高い学校施設の整備

総論

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点からその安全性や快適性を確保し、児童生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があります。また、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、教育内容・方法の変化に対応し、多様化する学習活動に適応していくことが重要です。

さらに、学校施設は、災害時に地域住民の避難所等にもなることから、その耐震化や防災機能の強化も極めて重要です^{*1}。東日本大震災や平成28年熊本地震では、耐震化されていた学校施設が地震による建物の倒壊から児童生徒等の命を守りました。

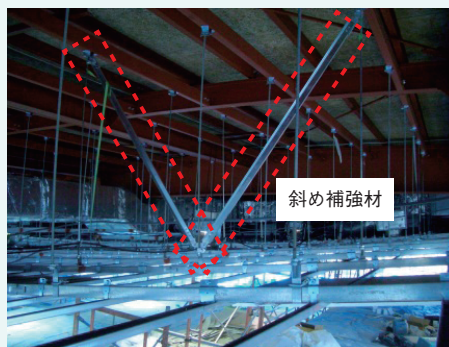
あわせて、環境への配慮や、急増する老朽施設への長寿命化対策も課題となっています。

文部科学省は、これらの課題への対応などのため、学校の設置者が施設整備に役立てるための指針や事例集などを作成して学校の設置者に周知するとともに、耐震化や長寿命化対策などの施設整備に対して国庫補助を行っています^{*2} (図表 2-12-1)。

図表 2-12-1 安全・安心で質の高い学校施設の整備



学校施設の耐震化対策
(新潟県立安塚高等学校)
「公立学校施設整備に関する
防災対策事業活用事例集」より



非構造部材の耐震対策
(金属下地天井の更新に伴う補強)
「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」より



円形で上下2フロア構成の図書館
(鹿児島県立開陽高等学校)
事例集「これからの高等学校施設」より



戦略的リノベーションにより、
学修・研究スペースを創出
(大阪大学 サイバーメディアセンター)

また、国立大学等の施設は、高度化・多様化する教育研究活動の展開に不可欠な基盤であり、創造性豊かな人材の養成や独創的な学術研究、質の高い医療の提供などを推進するためには、施設の充実を図ることが重要です。文部科学省では、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備の推進とともに、施設マネジメント及び多様な財源の活用の推進などにより、教育研究活動を支えるキャンパス環境の整備充実を図っています。

*1 防災機能の強化については参照：第2部13章

*2 私立学校の施設整備については参照：第2部第6章第2節

1 学校施設の耐震対策

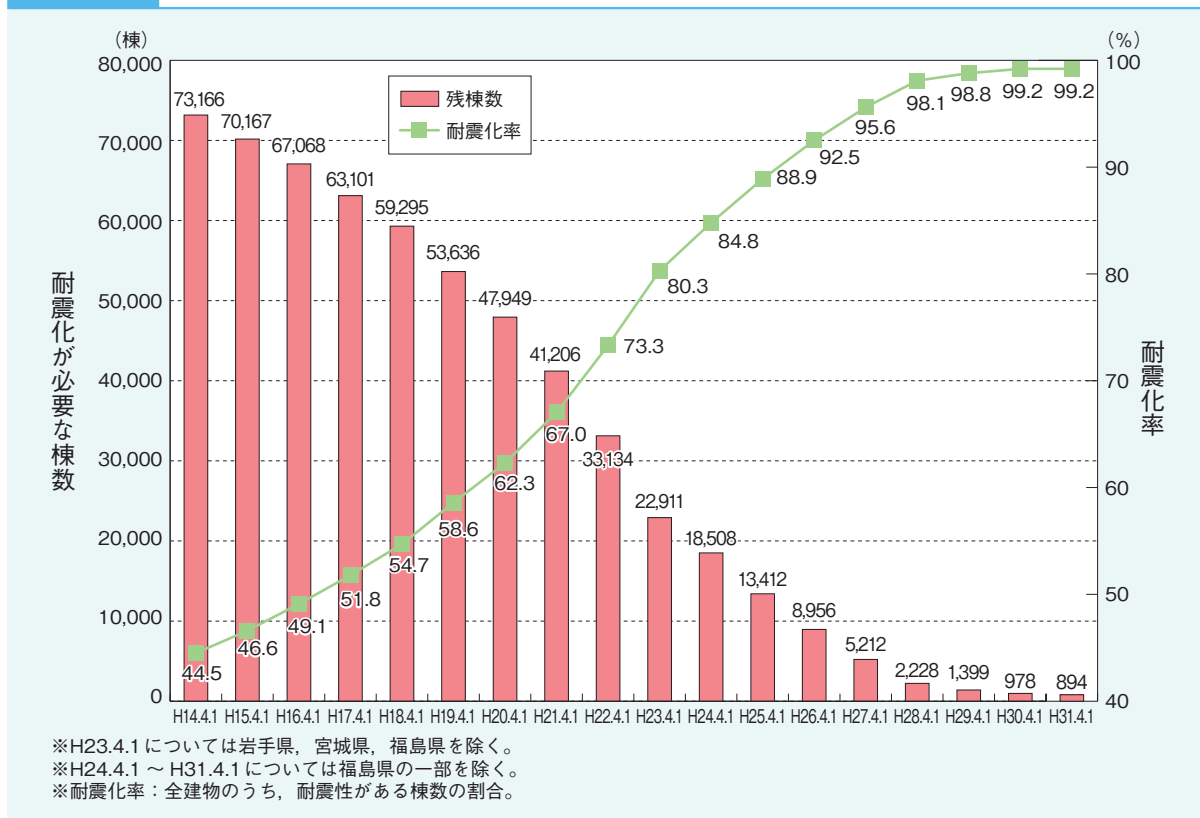
公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、耐震化により安全性を確保することは極めて重要です。

このため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました（図表 2-12-2）。

この結果、平成31年4月1日現在、公立小中学校の構造体の耐震化率は99.2%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は98.9%となり、おおむね完了した状況です。

文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。また、公立学校施設は、今後、老朽化した施設の割合が急速に増加していくことが見込まれています。老朽化した施設では、地震発生時にガラスの破損や内外装材の落下など非構造部材の被害が拡大する可能性が高いため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化についても対策を推進しています。

図表 2-12-2 公立小中学校の耐震化の進捗状況



2 老朽化した学校施設の長寿命化対策の推進

公立学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の割合が増加し、安全面や機能面で不具合が生じています（図表2-12-3）。

平成29年度に文部科学省が実施した調査によれば、全国の公立小中学校で、外壁・窓枠の落下等の建物の老朽化が主因の安全面における不具合は年間約3万2,000件発生しています。不具合の件数は約1万4,000件であった24年度調査に比べて2倍以上に増加しています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上が求められています。例えば、少人数指導等に対応した学習環境やICT環境の整備、バリアフリー化、防災機能の強化、空調設備の設置、トイレの改修、省エネルギー化など学習環境の改善が必要です。



老朽化によりモルタルが落下

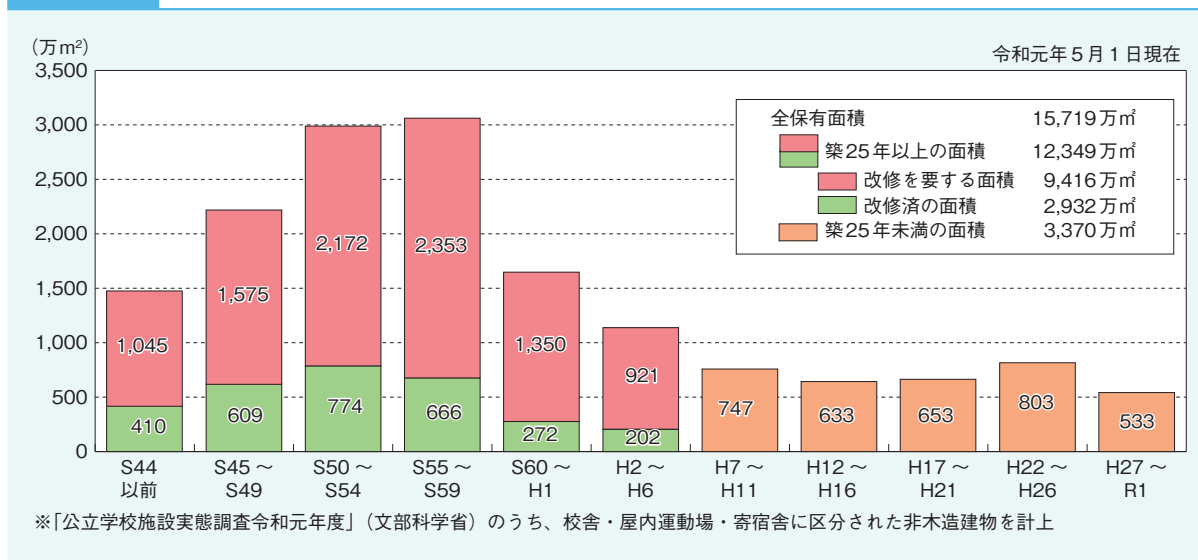


劣化による配管破損

これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、学校施設の計画的な整備を行うことが必要です。平成28年度に改正した公立学校施設等の整備目標等を定めた文部科学省告示「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」においても、これらの課題や計画的な整備を行うことの必要性を記載しています*³。

*³ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306433.htm

図表 2-12-3 経年別に見る公立小中学校の保有面積



(1) 計画的な整備の推進

平成25年11月に政府が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を踏まえ、文部科学省は、27年3月、所管・管理する施設の維持管理等に関する中長期的な方向性を明らかにするための「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し^{*4}、学校施設等の長寿命化に向けた取組を推進しています。基本計画では、各地方公共団体は域内の個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされています（図表 2-12-4）。

文部科学省は、地方公共団体による中長期的な学校施設の整備計画の策定や長寿命化改修の導入を推進するため、必要な支援を行っています。

個別施設計画の策定を推進するため、平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」^{*5}を作成するとともに、27年度から29年度まで「学校施設の個別施設計画策定支援事業」^{*6}を実施しました。29年3月には、この手引及び策定支援事業の成果等に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的な留意点等を解説した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」^{*7}を作成しました。31年3月には、手引や解説書を活用しつつ限られた予算の中で計画を策定した事例等について、策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介した「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」^{*8}を作成しました。引き続き、解説書に関する説明会等を開催する等して地方公共団体における個別施設計画の策定を促しています。

*4 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/index.htm

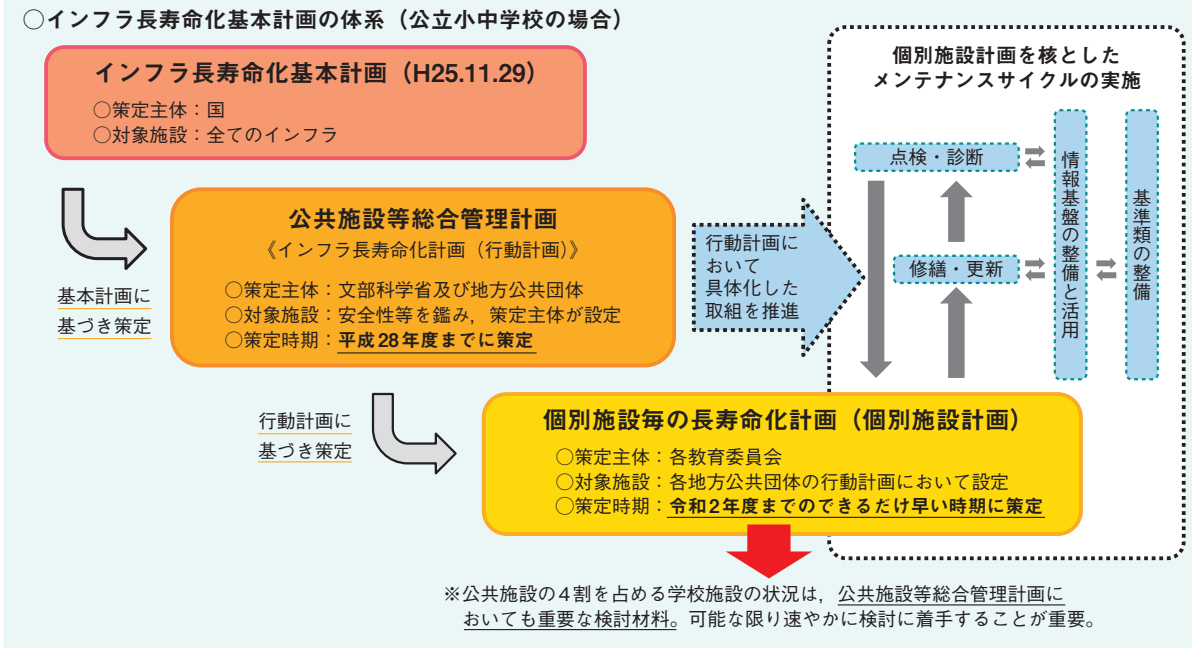
*5 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm

*6 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1360476.htm

*7 参照：https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm

*8 参照：https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/03/27/1383790_10.pdf

図表 2-12-4 インフラ長寿命化基本計画について



（2）長寿命化改修の推進

厳しい財政状況の下、中長期的な視点に立って計画的に学校施設の整備を進めていくためには、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、現在の学校に求められている水準まで建物の機能や性能を引き上げるものです。おおむね築後45年程度までの適切な時期に長寿命化改修を行うことで、技術的には70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

長寿命化改修を推進するため、平成25年度に学校施設環境改善交付金の事業の1つとして「長寿命化改良事業」を創設し、地方公共団体が行う長寿命化改修を支援しています。

また、令和3年度から長寿命化を前提とした個別施設計画の策定を交付金事業申請の前提条件とする旨を地方公共団体に通知しているところです。

さらに、この長寿命化改修を徹底するために、令和2年度より長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修についても補助対象とします。

平成29年3月には、長寿命化改修の先導的事例や留意事項等を記載した「学校施設の長寿命化改修に関する事例集^{*9}」を作成しました。

*9 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1383800.htm



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを整備



改築同等の教育環境を確保

(3) 維持管理の徹底

学校施設の老朽化が進むと、建築当初には確保されていた安全性や機能が低下し、必要な性能を満たさなくなるおそれがあります。学校施設の管理者は、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

このため文部科学省は、建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を示した手引^{*10}を作成するなど、維持管理の適切な実施を推進しています。

また、平成29年5月には、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止を目的として、学校の設置者等に対し適切な清掃（水拭き及びワックス掛けの禁止）や日常点検を要請するなど、維持管理を通じた安全・安心な教育環境の確保に取り組んでいます。

(4) ブロック塀等の倒壊防止等の安全対策

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。このことを受け、文部科学省では、ブロック塀等の安全点検等を要請するとともに、その進捗状況を調査し、8月に結果を取りまとめ公表しました。また、安全性に問題があるブロック塀等に対して、早急な対策が講じられるよう、平成30年度第1次補正予算において新たに「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」（以下、「臨時特例交付金」という。）を創設するなどして必要な予算を措置し、事業実施を支援するとともに、速やかな安全対策の完了を要請してきました。

その結果、外観点検で安全性に問題があるとされたブロック塀等を有する学校数は、平成30年8月公表のブロック塀等の調査^{*11}では、全学校数の24.8%（約1万3,000校）でしたが、安全対策等が進捗し、31年4月時点の調査^{*12}では、令和元年度末に全学校数の3.7%（約1,900校）となることになりました。一方で、外観点検では問題がないが、鉄筋等の内部の安全点検が未完了のものが全学校数の6.9%（約3,500校）あることも判明しました。

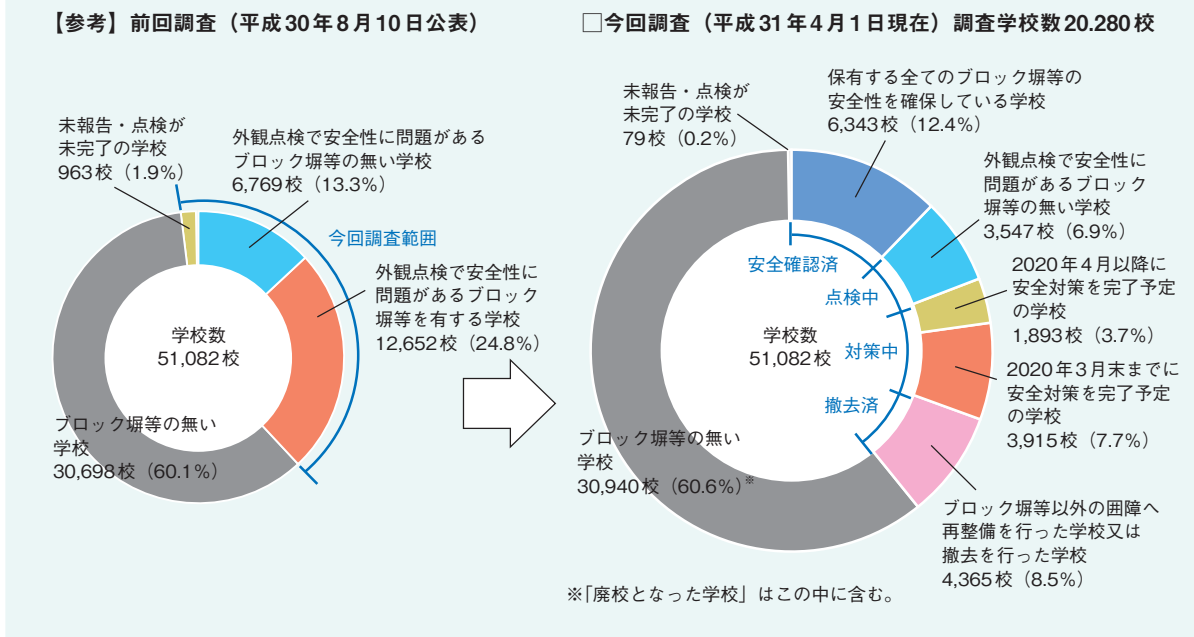
今回の調査結果を受け、文部科学省では、安全性に問題があると判明したブロック塀等について、早急に安全対策を完了するとともに、安全対策が完了するまでの間、児童生徒等が近づけないよう立入禁止措置を確実に講じることや、鉄筋等の内部の点検が完了していないブロック塀等について、早急に安全点検を実施するよう学校設置者に対して改めて要請し、確実にブロック塀等の安全対策が完了するよう取り組んでいます（[図表 2-12-5](#)）。

*10 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

*11 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1407229.htm

*12 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1419918.htm

図表 2-12-5 ブロック塀調査結果



3 学校施設における事故防止及び防犯対策の充実

学校施設における児童生徒等の安全を守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、ハード・ソフト両面において組織的・継続的に安全対策及び防犯対策を行うことが必要です。

文部科学省は、学校施設の事故防止や防犯対策に関する報告書などを作成し、研修会などを通じて学校設置者に対し普及啓発を図っています。また、「学校施設整備指針」*13において、学校施設の安全対策や防犯対策に関する留意点を示しています。さらに、児童生徒等の事故防止や防犯対策の観点から、必要となる施設整備に対して国庫補助を行っています。

4 学校施設の室内環境対策

文部科学省は、児童生徒等が健康で快適に学校生活を送れるよう、室内空気汚染対策などの環境対策を推進しています。具体的には、学校施設を整備する際に建築材料などから発散する化学物質による室内空気汚染に関する主な対策の要点をまとめたパンフレットなどを作成し、各都道府県教育委員会などに配布しています*14。また、「学校施設整備指針」の中に、化学物質濃度が基準値以下であることを確認した上で建物の引渡しを受けることなどの留意事項を盛り込んでいます。

さらに、アスベスト（石綿）対策については、平成17年に事業所などにおける健康被害の状況が発表されて以来社会的に深刻な問題となっていることを受け、児童生徒等の安全対策に万全を期すために、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査」を実施しています。29年10月1日時点の調査によれば、学校の設置者による吹き付けアスベスト等の対策についてはほぼ完了している状況です*15。

また、平成26年3月の「石綿障害予防規則」の改正により、これまでの吹き付けアスベ

*13 参照：第2部第12章第2節 1

*14 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1305497.htm

*15 アスベスト対策への取組 参照：<https://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

スト等に加え、新たに石綿含有保温材等^{*16}が規制対象に加えられました。この改正を受けて、児童生徒等の安全性を確保する観点から、石綿含有保温材等の使用状況及び劣化、損傷等の状況を把握するため、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」を実施しています。

これらの調査結果を踏まえ、学校の設置者に対し、調査が未完了な場合の早期完了と適切な対策の実施や、調査、措置済みの機関も含め、定期的な点検の実施を行うこと等を要請しています。また、対策工事に係る国庫補助や具体的な対策方法を示した留意事項の通知を行うことにより、適切な対策が講じられるよう取り組んでいます。

第2節 快適で豊かな施設環境の構築

1 新たな時代に応じた学校施設への取組

(1) 「学校施設整備指針」などの策定

文部科学省は、学校施設が安全で豊かな環境を確保し、教育内容・方法の多様化に対応するための機能を備えていくため、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」^{*17}を策定し、学校の設置者に周知しています。

平成29年2月には、学習指導要領の改訂等に対応するため「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（主査：上野淳首都大学東京学長）」を開催し、今後の学校施設の在り方及び「学校施設整備指針」の改訂に関する調査研究を開始しました。31年3月には小学校及び中学校の施設整備指針を改訂し、令和元年度は講習会等を通じて改訂内容について普及・啓発を行っています。また、現在は高等学校施設整備指針の改訂に向けて議論を進めています。

(2) 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒や教職員等が支障なく学校生活を送ることができるよう配慮されていることが必要であるとともに、地域コミュニティの拠点や災害時における地域住民の避難所等としての役割を果たすことから、バリアフリー化を進めることが重要です。

また、新たに公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加するための関連規定の見直しを含む「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が令和2年2月に国会に提出されました。

文部科学省は、「学校施設バリアフリー化推進指針」や「学校施設整備指針」においてバリアフリー化の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示すとともに、事例集を作成して周知する等、学校設置者の取組を促しております。

さらに、地方公共団体が実施する公立学校施設のバリアフリー化の取組に対する支援策の一つとして、スロープ、多目的トイレ、エレベーター等の整備に対して国庫補助を行っています。

^{*16} 保温材等：熱源本体や、ダクトや配管等に使用されている保温材のほか、鉄骨柱、はり等に使用されている耐火被覆等、屋根用折板や煙突に使用されている断熱材のこと。

^{*17} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

(3) 公立小中学校等への空調設置

近年、災害ともいわれる猛暑に起因する児童生徒の健康被害が発生しており、学校施設においても地域の実情を踏まえて空調を使用しつつ、適切な学習環境を確保することが重要です。文部科学省では、児童生徒の熱中症対策として臨時特例交付金を創設し、公立小中学校等の教室への空調設備の新設に対し支援をしてきました。

この臨時特例交付金において、まずは児童生徒が最も長時間を過ごす普通教室への空調（冷房）設備の設置に対して優先的に措置しました。その結果、令和元年9月1日時点での公立小中学校等における空調（冷房）設備設置状況は、普通教室の設置率78.4%（前年同月60.2%、18.2ポイント増）、特別教室等の設置率50.5%（前年同月44.0%、6.5ポイント増）となりました。

文部科学省では、今後とも、子供たちの熱中症予防のための教室への空調設備の設置が早期に実施されるよう、引き続き、整備の推進に取り組みます。

(4) 学校施設等への民間資金等の活用

効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するためには、多様なPPP/PFI^{*18}を推進することが重要です。

文部科学省は、地方公共団体における多様なPPP/PFI事業導入の検討が円滑に行われるよう、PPP/PFI手法に特化した事例集を令和2年3月に作成し、地方公共団体に周知しました。また、学校施設を含めた文教施設における案件形成を図るため、地方公共団体等の多様なPPP/PFI事業の検討を支援するとともに、その成果を全国に発信・普及しています。

2 環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

喫緊の課題である地球環境問題への対応の一環として、再生可能エネルギー設備の導入、校舎や体育館等の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を進めています。エコスクールの整備によって、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設の環境負荷低減を図ることができます。また、エコスクールは児童生徒等が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。

①エコスクールの整備推進

文部科学省は、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎の断熱性の向上、校庭の芝生化等に対して国庫補助を行っています。また、エコスクールの整備推進のため、地方公共団体が公立学校施設をエコスクールとして整備する事業について「エコスクール・プラス」の認定を関係省庁と連携して実施しています。令和元年度はエコスクールとして整備する学校を47校認定いたしました。

さらに、令和元年度にエコスクールを継続的に活用するためのポイントをまとめた「環境を考慮した学校施設づくり事例集—継続的に活用するためのヒント—」^{*19}を作成したほか、パンフレットや講習会等を通じて、エコスクールの整備の意義や効果の普及に取り組んでいます。

^{*18} PPP：Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

^{*19} 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

②再生可能エネルギーの導入

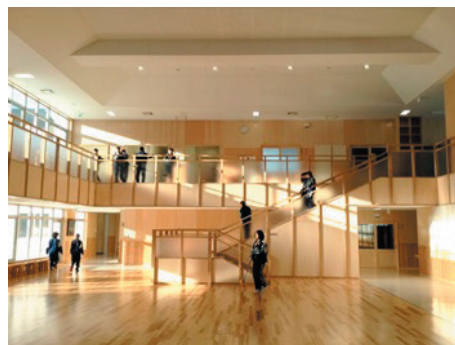
再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、文部科学省は、平成21年度から太陽光発電設備を対象に国庫補助を開始しました。その後、地域の実情に応じた再生可能エネルギー設備の整備を推進するため、風力発電設備及び太陽熱利用設備についても補助対象とし、設備の整備を推進しています。公立小中学校の太陽光発電設備の設置率は、調査を開始した21年時点の3.8%から、30年5月時点では31.0%に増加しています。

③省エネルギー対策

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）に基づき、学校においてもエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。このため文部科学省では、学校のできる省エネルギー対策に関する資料「学校のできる省エネ」*²⁰や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「学校等における省エネルギー推進のための手引き」*²¹を活用し、省エネルギーが停滞している所管事業者を対象に、実地調査や講習会の開催などの取組を行っています。



地に植生する植物を植えたビオトープを設置し、環境教育に活用（つくばみらい市立陽光台小学校）



道産材を使用して床や壁等を木質化し、やさしく快適な空間を演出（美深町立美深小学校）

（2）学校施設の木材活用

我が国の伝統的な建築材料である木材の活用は、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的であり、たくましく心豊かな児童生徒等の育成に寄与しています。また、地域の木材を利用することによって、校舎への愛着、地域文化の理解促進、また森林の水源涵養^{かん}などの効果も期待されます。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材であることから、地球温暖化防止にも貢献することができます。

文部科学省は、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、林野庁や国土交通省と連携して、地方公共団体に対して、学校施設の整備に当たっても、各学校や地域の実情を考慮しつつ、木材の利用に積極的に取り組むよう促しています*²²。具体的には、木材利用に関する手引や事例集の作成・配布、講習会を実施するとともに、木材を利用した公立学校施設の整備について国庫補助を行っています。

*²⁰ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1319057.htm

*²¹ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm

*²² 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm

公立学校における木材利用の状況については、平成30年度に建築された学校施設（760棟）のうち、469棟（61.7%）が木材を使用していました。また、この469棟のうち、木造施設は172棟（30年度に建築された全ての公立学校施設のうち22.6%）、内装に木材を使用した施設は297棟（同39.1%）でした。

平成26年度には、日本産業規格である「木造校舎の構造設計標準（JIS A3301）」を改正するとともに、JIS A3301の考え方や具体的な計画例、留意事項等を取りまとめた技術資料を作成しました。27年度には、「建築基準法」の一部改正により、これまで耐火建築物としなければならなかった木造3階建て学校施設が、防火地域以外の地域では、一部を除き一時間準耐火構造で整備できるよう規制緩和されました。この法改正を受け、整備する際のポイントや留意事項をまとめた「木の学校づくり—木造3階建て校舎の手引—」^{*23}を作成しました。加えて、27年度から29年度まで、JIS A3301を活用した木造校舎や、木造3階建て学校施設、直交集成板（CLT：Cross Laminated Timber）を用いた木造校舎等を整備する地方公共団体の先導的な取組を支援するため、「木の学校づくり先導事業」を実施しました。30年度には、木の学校づくりの留意点について分かりやすくまとめた「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」^{*24}を、日本建築学会の協力を得て作成しました。令和元年度には、CLTを活用した学校施設等の事例を紹介した「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」^{*25}を作成しました。

3 公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和元年5月1日現在、全国で3,162教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

また、令和2年度から6年度までの期間、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げます。

4 廃校施設・余裕教室の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設や余裕教室が生じています。廃校施設や余裕教室は、元は公立学校として、国庫補助や設置者である地方公共団体の財源、すなわち国民や住民の貴重な税金で整備されたものであるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが求められています。廃校施設は、社会体育施設や社会教育施設、社会福祉施設や民間企業の工場、オフィス、宿泊施設などに活用されている事例もあります。余裕教室は、放課後児童クラブ、放課後子供教室^{*26}、地域防災用備蓄倉庫、保育所など学校以外の用途に活用されている事例もあります。

文部科学省は、廃校施設の活用にあたって利用可能な補助制度をパンフレット等で周知しています。また、国庫補助を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合等に必要となる財産処分手続を弾力化・簡素化し、有効活用を促しています。

加えて、廃校施設の活用事例集を作成したり、活用されていない廃校施設の情報を集約し、文部科学省のウェブサイト上で公表したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者

*23 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1369464.htm

*24 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1414326.htm

*25 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_00525.html

*26 第2部第3章第3節 3

とのマッチングを図るイベントを開催したりすることによって、廃校活用を支援する「みんなの廃校プロジェクト」を展開しています*27（図表 2-12-6）。

図表 2-12-6 ～未来につなごう～「みんなの廃校プロジェクト」



第 3 節

未来を拓く教育研究基盤の形成

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラですが、建築後25年以上を経過した施設のうち要改修建物が約5割を占めるとともに、建築後50年以上を経過した改修を要する施設が今後5年間で大幅に増加するなど、老朽化が深刻な課題となっています。また、キャンパス内に敷設されている給排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行しているため、安全面はもちろん機能面に問題がある施設が多数存在し、高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で様々な支障が生じています（図表 2-12-7）。

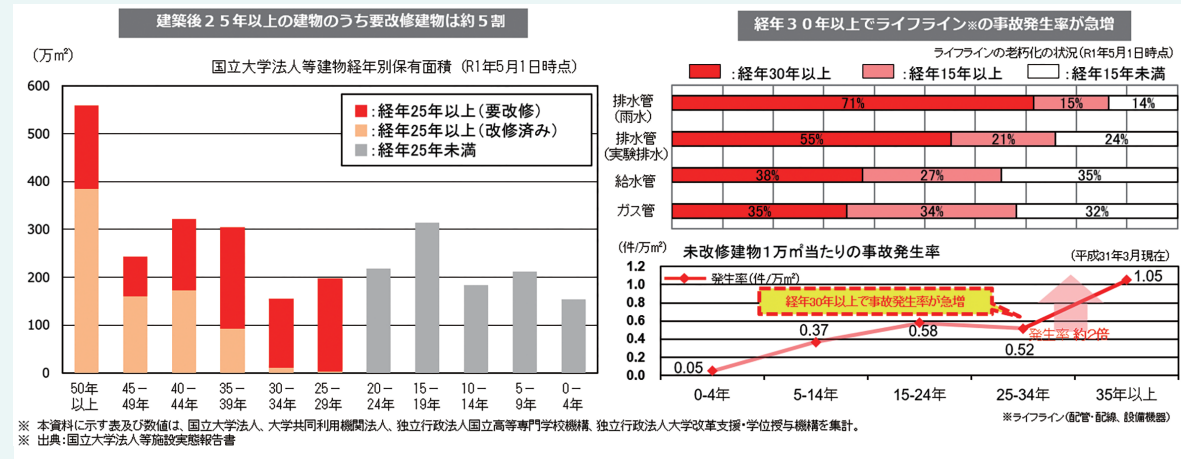
こうした中、文部科学省は、大学経営の一環として国立大学法人等の戦略的な施設マネジメントを推進するとともに、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（平成28年3月29日文部科学大臣決定）」*28（以下、「第4次5か年計画」という。）を策定し、計画的・重点的な整備を推進しています。

さらに、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の集中的な改善整備を行っています。

*27 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

*28 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1368923.htm

図表 2-12-7 国立大学等施設の老朽化状況



老朽化の激しい校舎



研究環境の脆弱化
機能性が低く、新たな研究の展開が困難



空調機の内部劣化



変圧器の発火による損傷



配管からの漏水

1 今後の国立大学等施設の方向性

文部科学省は、「第5期科学技術基本計画」を受けて、平成28年3月に第4次5か年計画を策定し、安全・安心な教育研究環境の基盤の整備や国立大学等の機能強化等変化への対応、サステナブル・キャンパス*²⁹の形成の3つの課題に取り組んできました。特に、大学等における教育研究活動の変化に対応し、老朽化した建物の改修のタイミング等で施設の機能強化(戦略的リノベーション)を推進しています。例えば、大学等においては、学生の主体的な学修を支えるアクティブラーニングスペースの設置、複数の研究チームが実験室を共有し、自然なコミュニケーションを促すオープンラボ等の導入が進んでいます(図表2-12-8)。

令和2年度に第4次5か年計画が終了することを踏まえ、平成30年9月に「今後の国立

*²⁹ サステナブル・キャンパス: 自然環境との共生、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの一層の推進などにより環境への負荷が少ない持続可能なキャンパス。

大学法人等施設整備に関する有識者会議」を開催し次期計画の検討を開始し、令和元年6月に「今後の国立大学法人等施設整備に係る方向性」が取りまとめられました。これに引き続き、この有識者による検討体制を拡充した「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を令和元年11月より開催し、令和3年度以降の施設整備の推進方策等について検討を進めています。

国立大学関係者はもちろんのこと研究者、産業界、地方公共団体など広く社会全体から教育研究基盤としての国立大学等施設の重要性やそこへ投資することの意義について、理解を得る必要があります。協力者会議では、国立大学等における教育研究の中で、「どのような活動が今後大学で展開」され、そのために「どのような施設が必要なのか」という点に着目し、具体的推進方策等について検討しています。



文理融合型の総合研究棟の整備



老朽化した図書館の改修

図表 2-12-8 老朽改善による機能強化等の整備事例

<p><施設></p> <p>外壁・建具落下の危険</p>	<p>耐震補強と外壁の改修</p>	<p>全学共用の研究スペースの整備</p>
<p>過密な研究室（機能低下と事故発生危険）</p>	<p>フレキシブルなオープンラボの整備</p>	<p>アクティブラーニングスペースの整備</p>
<p><ライフライン></p> <p>配管の腐食</p>	<p>安定したライフラインの確保</p>	<p>多文化交流できるスペースの整備</p>

改修・機能強化等

2 国立大学等施設の整備充実に向けた取組

(1) 戦略的な施設マネジメントの推進

大学の理念やアカデミックプラン^{*30}の実現のため、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、これらに必要な財源の確保等の施設全般に係る取組をより一層推進することが求められています。

このため、文部科学省は、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進事例等を示した報告書や事例集を作成し^{*31}、国立大学法人等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。

また、国立大学法人等の施設の老朽化が深刻な課題となる中、施設の長寿命化により既存施設を有効活用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが求められています。このため、文部科学省では、「国立大学法人等施設の長寿命化に向けたライフサイクルの最適化に関する検討会」において施設の長寿命化に向けた基本的な考え方や具体的な推進方策等について検討を行い報告書を取りまとめるとともに、国立大学法人等における行動計画・個別施設計画の策定を推進するなど、戦略的な施設マネジメントの取組や多様な財源を活用した施設整備を一層推進しています。

今後も、施設の長寿命化が適切に行われるよう国立大学法人等における取組を支援することとしています。

(2) 国立大学の附属病院施設の整備

国立大学の附属病院の再開発整備については、第4次5か年計画に基づき、事業の継続性を踏まえつつ計画的に推進しています。また、老朽化により機能が劣化しているライフラインの整備、更新や防災機能強化のための対策等も計画的に行っています。

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省は、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から国立大学等の施設づくりを支援しています。

また、国公立大学、研究機関などの施設における省エネルギー推進のための取組を実施しています。

(1) 技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たっては、建物の一定の品質と性能を確保するため、各府省庁共通の「統一基準」^{*32}や文部科学省が定める「特記基準」^{*33}などの技術的基準を定めています。

また、文部科学省は、国立大学等が施設を設計する際の基本的考え方や留意事項を示した「国立大学等施設設計指針」^{*34}を策定するとともに、国立大学等の特色ある施設整備を紹介する事例集の作成等を行っています。

*30 アカデミックプラン：大学の理念を踏まえた教育、研究等に関する将来構想。

*31 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

*32 統一基準：官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、各府省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

*33 特記基準：施設の特異要因等のため、「統一基準」により難い部分がある場合に、「統一基準」を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。

*34 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1349007.htm

(2) 省エネルギーの推進

省エネルギー政策や気候変動問題などを受けて、国立大学等においても省エネルギーの一層の推進が求められています。文部科学省は、国立大学等における省エネルギー対策の手引や事例集を作成するとともに、講習会を実施するなどの取組を行っています^{*35}。

また、省エネルギーが停滞している国立大学等を対象に、令和元年9月から2年3月にかけて実地調査を実施するなど、国立大学等が省エネルギーを推進することができるよう指導・助言を行っています。

*35 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm